

第7章 中世における精華町の景観

四 倉 俊 昭

第1節 はじめに

京都府相楽郡精華町周辺の地域は、飛鳥・奈良時代以来、中央から地方への交通の経路・一拠点として位置付けられていた。このことは、この地域が宮都から山陽道・山陰道に至る経路であり、すぐ北には山本駅という拠点が存在したことから分る。そして、平安時代以降も、平安京と旧都平城京を結ぶ「與度道」の経路として、重要な要所であることには変りはなかった。しかし、淀川に架橋されなかったことが、次第に交通の中心的地位を、古北陸道の後身にあたる木津川右岸の宇治道(奈良街道)や、木津川の水路に奪われることになった¹⁾。だが、このことはこの地域の歴史的重要性を落しめる結果とはならず、かえって住民の生活のレベルにおいては、後述のように、本格的に息づき始めるのであった。

第2節 概 観

平安後期以降、平安京と南都——特に摂関家の宗教的拠点であった興福寺・春日大社——への主要な道程は、史料から次の二つの経路で確認できる。

- ① 平安京—白川—法性寺—稻荷—藤森—木幡—広野—奈良(現城陽市)—多賀—井手—北河原—椿井—上粕—木津川を渡河し泉木津—奈良、という陸路のコース。
- ② 淀津・伏見津・木幡津のうち、いずれかの港から巨椋池系由で木津川に入り、泉木津から奈良へという水路のコース²⁾。

精華町はこの二つの主要コースからずれることになる³⁾。しかし、源平合戦以来しばしば、この地域は歴史の舞台に登場していた。このことは、この地域が政治的・経済的に無視しえないことを示している。元弘元年(1331)8月、後醍醐天皇の討幕計画が謀臣吉田定房の密告により失敗した元弘の変の後、後醍醐天皇が笠置山寺を行宮として、南山城・大和から兵を募った。その中に山田村の朝日三郎兵衛宗勝、祝園村の小坂三郎兵衛長綱・清水帯刀光秀、下粕村の下粕下野守助利、菅井村の菅井源左衛門泰長、菱田村の菱田監物秋重・大北五郎兵衛光綱などの存在を確認することができる⁴⁾。ここから、この時期「南山郷士」と呼ばれた右のような地侍——名主から成長した層⁵⁾——が、中央のより有力な層と結びつき、歴史の舞台に登場しようとしていることが分る。

さて、中世における精華町の歴史的役割を考えると、次の点について留意すべきである。

- (1) この地域には、興福寺・東大寺・石清水八幡宮などの荘園が混在しており、各荘園領主同士や荘民同士の争いが絶えなかった。

- (2) この地域が、平安京と南都との間にはさまれているという地理的条件を考えるべきである。中央政府の膝元にありながら、南都に臨接しているため、中央政府や山城国府と東大寺や後に大和国守護となる興福寺との対立、そして延暦寺・石清水八幡宮と興福寺との対立を確認できる。
- (3) 木津川の水運の恩恵が、この地域の経済的レベルの向上に寄与したと考えられる。具体的には、『山城国相楽郡村誌』に記載されている「祝園津」の存在である。この史料は比較的新しいものであるが、狛野荘が木津川をはさんで兩岸に範囲を有していたことから、このあたりの兩岸の交流が想定でき、充分に中世に存在していたと考えられる⁶⁾。
- (4) 前述の如く、交通の重点が木津川右岸に置かれたものの、住民レベルにおいては経済上重要な経路である。これについては、奥田裕之氏が考察されている⁷⁾。ここでは「菱田宿」について次節で若干述べたい。

上記の(1)～(4)に留意しながら、次に中世における精華町の復元を試みたい。

第3節 精華町の荘園

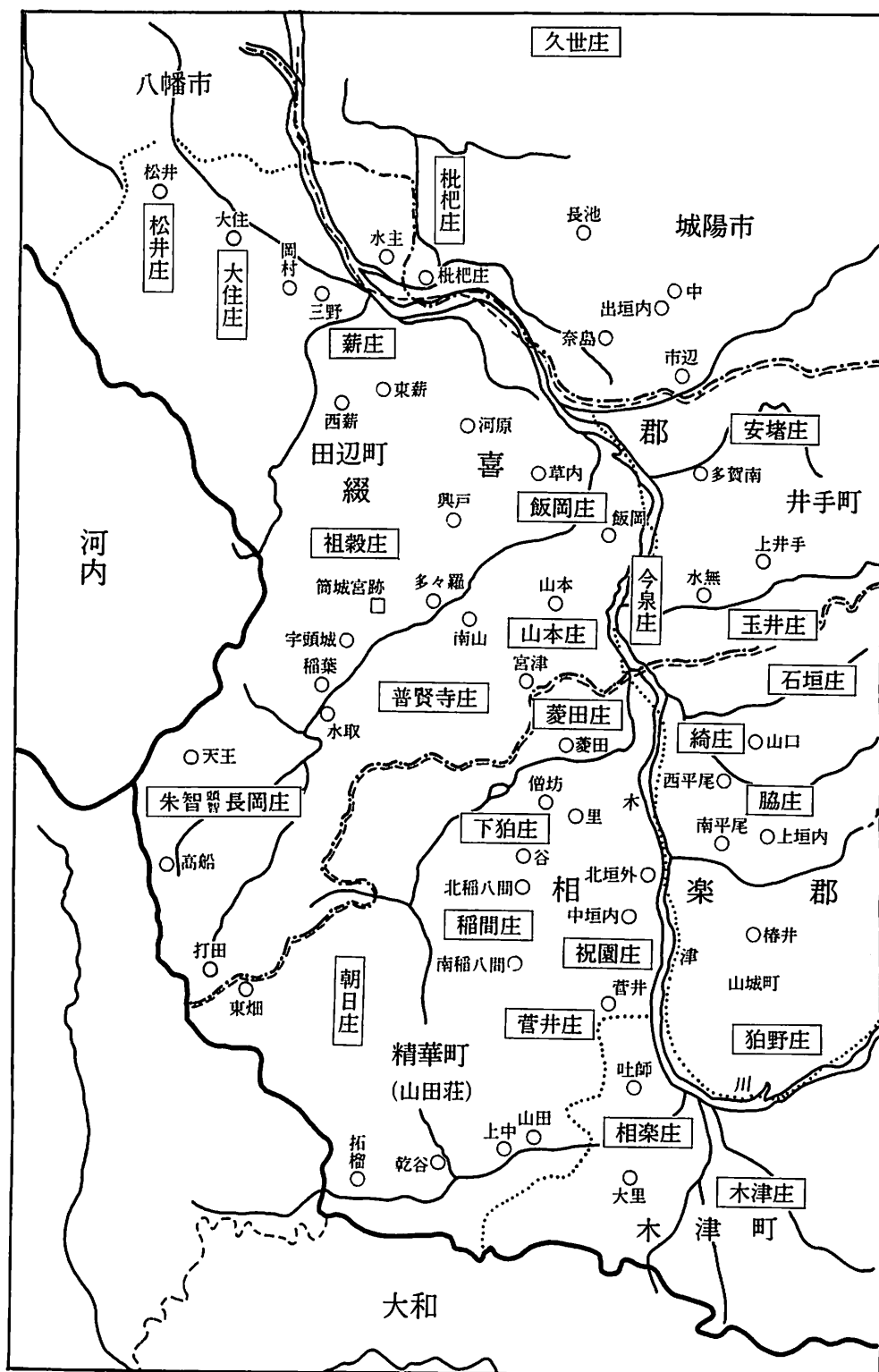
精華町には、興福寺領の菅井荘、摂関家領から春日社領となる稻八間荘、石清水八幡宮領の稻八間荘(この二つの稻八間荘は、領域が重なるとも考えられるが、ここでは別々の荘園とする)と菱田荘、興福寺領の朝日(山田)荘、東大寺領の下狛荘、西大寺・東大寺・北野神社・春日大社が權益を共有した祝園荘などがあった。次に、各々の荘園について若干説明を加える。

石清水八幡宮領稻八間荘は、延久の荘園整理令で領掌が認められた21ヶ所の一つとして確認できる⁸⁾。この荘園は四至が明確に示されている。

限東祝園稻八間堺 限西山峯
四至 限南荒陵里参拾壹参拾貳参拾参之南畔 限北下狛稻八間堺

そして、石清水放生会の勅供代御荘として、水田29町2段50歩などを有していた。上記の四至からこの荘の範囲が、大字南稻八妻・北稻八間と植田に広がっていることが分る。つまり、この荘園は精華町内の平野の中心を占めることとなる。また、「畑ノ前遺跡」との関連で言えば、「限南荒陵里」から、この荘園が遺跡のあった地域を含んでいた可能性がある⁹⁾。この石清水八幡宮領は寛喜3年(1231)¹⁰⁾以降史料上では消えるが、代って春日社領の稻八間荘が登場する。この春日社領は、元来摂関家領であったのが、平治元年(1159)に春日大社に上分料を殿下御祈として寄進されたことに始まる¹¹⁾。文永10年(1273)に倉戸の御櫓を石清水八幡宮の僧林勝が行友をして抜き棄てさせた記事があり、前述の石清水八幡宮領稻八間荘との間の相論を想定できる¹²⁾。この後も稻八妻に春日社領があったことは、『大乘院寺社雑事記』明応2年(1493)の記事で分る¹³⁾。

祝園荘については相対的に多くの史料がある。例えば、正応2年(1289)9月の『西大寺田畠目録』¹⁴⁾では、「山城国相楽郡祝園庄十五坪内一段^ヲ」などを沙弥成仏が光明真言料として西大寺に寄進しており、永仁2年(1294)3月日の『東大寺大仏殿燈油料田畠注文』¹⁵⁾に、半段の田が「相楽郡祝園庄内中四里卅九坪」にあることが記載されている。また、平等院領(摂籙渡



第180図 精華町周辺の荘園(竹内理三『荘園分布図』より作成)

領)¹⁶⁾や、東寺の末寺である金剛院が荘内にあったことから、東寺領が散在したと考えられる¹⁷⁾。このように、この荘園が東大寺・西大寺など¹⁸⁾の散在田畠によって構成されていることが分る。しかし、時代の進展につれて春日大社(興福寺)が荘務権を掌握したと考えられる。このことは、春日大社による公文職・預所職の掌握¹⁹⁾や、荘民の精神的中心体である祝園神社が興福寺の末派寺社であったこと²⁰⁾から想定できる。この荘園の位置に関しては、前の史料から、稲八間荘の東で、精華町の平野部の東部にあたり、大字南稲八妻・北稲八間にも掛っていたことが分る。この南には「山城国一揆」の節で触れる興福寺領菅井荘があった。

精華町北部の下狛荘・菱田荘、西部の山間部にあたる山田荘に関しては、史料の制約上ここでは保留したい。以上、精華町に分布する荘園について若干考察をした。次にこの地域の荘園の特徴を見る。

全体的に興福寺(春日大社)の勢力が次第に拡大していた。そのため、他の荘園とさまざまな軋轢を生じている。前の春日社領稲八間荘を抜き取られた事件は、その一例である。精華町から若干ずれるが、綴喜郡で13世紀前半に起った、春日社領大隅(大炭・大住)荘と石清水八幡宮領薪荘との相論は比較的よく知られた例である。両荘の堺相論に端を発したこの対立は、両荘の神人・荘民に多くの死傷者を出し、揚句の果てには、春日社側が興福寺の衆徒を使って、神木(御櫛)を泉木津から宇治へと遷座させて、中央政府に動揺を与えた²¹⁾。精華町の住民は、当時神木が木津川やその対岸の街道で京都に運び込まれるのを、どのように見ていたであろうか。おそらく、前に指摘したように、精華町の地域には祝園神社・山田神社・蔵満神社などの春日大社(興福寺)系の末社が存在していることから、この地域の住民は神木の移動に何らかの役割を果たしていただろう。

また、興福寺と他の寺社勢力との争いとしては、「菱田宿」をめぐる奈良坂と清水坂との非人の争いがある。これについては、寛元2年(1244)の一連の『奈良坂非人陳状案』で内容を知ることができる²²⁾。また、近年網野善彦氏による新史料紹介²³⁾により、中世部落史において再び議論されている事件でもある²⁴⁾。詳細はそれらの論に譲り、ここでは簡単に説明する。奈良坂(宿)と清水坂(宿)は、各々興福寺・清水寺が統轄する非人組織である。清水寺は元来興福寺の末寺であったが、山門(延暦寺)の工作により、建保元年(1213)10月の清水寺の法師20名による清水寺山門寄進計画以降、山門色を濃くした。そして、寛元2年に清水坂先長吏が奈良坂と結んで山門派と対抗したため、清水寺内で内紛が起った。その過程で、「大和七宿」とともに「菱田宿」をはじめとする南山城の宿の帰属問題が表面化した²⁵⁾。この結末については史料がないので即断できないが、興福寺が大和国守護となることで奈良坂の勢力が強まると考える。また、この史料は、菱田が交通の一要素として重要な役割を果たしていたことを示してくれる。

以上、精華町の荘園の分布を見てきたが、次に節を変えて荘園の住民について考察する。

第4節 中世精華町の住民

この地域の住民の構成はどのようなであったか。前節の祝園荘を例にとって考察すると、次の

ようになる。

- (1)「預所・公文」 荘園領主から派遣された上級荘官である。前述のように、祝園荘では、この役職は少なくとも13世紀には春日大社が掌握していた²⁶⁾。しかし、それは決して安定したものではなく、しばしば守護や国人と争っている。
- (2)「郷士」 元弘の変後、後醍醐天皇と呼応した「南山郷士」がそれである。前掲の祝園村の小坂三郎兵衛長綱の子孫あるいはその一族と考えられる小坂彦三郎義勝が、永禄元年(1588)の史料に見えること²⁷⁾から、中世を通じてこの階層がこの地に根をはったことが想定できる。
- (3)「名主・沙汰人」 前掲の『西大寺田畠目録』で、「一町」・「一段」の各々の田畠の記載の下に「僧延明」・「沙弥戒阿」が明記されている。彼らは各神社の寄人として勢力を維持していたと同時に、地域ごとに「名主沙汰人中」として結集していた²⁸⁾。
- (4)「作人」 一般「平民」²⁹⁾層である。前掲の『東大寺大仏殿燈油料田畠注文』に、「作 良仙」、「作 良実」の記載がある。ここから直接耕作者と考えるべきである³⁰⁾。

次に、(1)~(4)の相互関係について若干説明を加える。(3)は(2)に上昇転化する場合があったが、それ以外は(4)とともに、14~15世紀、惣的結合を形成していた³¹⁾。そして彼らは、正長元年(1428)泉木津周辺の馬借・車借と呼応して土一揆に参加していた。この土一揆は京都だけではなく、春日大社(興福寺)の膝元である奈良へも攻め込んでいる。(2)は、菱田村の大北氏が下狛荘を根拠としているように、しばしば他の郷士や(1)(4)と抗争していた。また、彼らは一つには(3)(4)の階層の惣的結合を牛耳るために、一つには他の「郷士」の対抗のために、しばしば城を築いた。その典型的なものとして、精華町と木津川を境にして対岸にあたる狛野荘(現在の山城町大字椿井・上狛)を指摘できる³²⁾。

狛野荘は、椿井を中心とする北荘と上狛を中心とする南荘とに分けられていた。初期の史料には一部が祝園里に掛っていたことが分る。その当時は祝園荘と同様に諸大寺の領地が混在していたが、鎌倉中期から興福寺の勢力が強くなり、室町期において一円直務化する。ここで注目したいのは南荘の大里の環濠集落である。周囲を堀で巡らしたこの集落は、東西約330m、南北約360mで、集落内が幾つかに分れていた。これは、室町期に狛氏(狛下司・上津狛下司・狛山城³³⁾)が防禦のために、配下の名主百姓の人家を集めて形成した「平城」である。ただ、防禦のためとはいえ、あくまでも狛氏の平時の居館であり、荘民の生活の場でもあった。そして、一旦戦闘状態となった場合は、「山城」の高ノ林城(山城町大字上狛大谷)に立て籠った。この「山城」と「平城(居館集落)」(あるいは「根小屋式城郭」とも言われる³⁴⁾)との二つの城の形成の理由は、次のようになる。後者の「平城」は荘民を平時に領主的に支配をするために必要であったのに対し、「山城」は北荘の椿井氏のように他の国人との戦闘の拠点として形成されたと考える³⁵⁾。上記のような城を築いた「国人(郷士)」は、自らの地域における勢力を維持するために、室町幕府の有力守護と被官関係を結ぶようになった。

精華町の地域にも狛氏と同じ理由で城が築かれている。菅井城・祝園城・稲屋妻城・下狛大北城・下狛大南城・菱田城がそれである³⁶⁾。その中で比較的史料があり、論じられているのが下

伯大北城と稲屋妻城である。

下伯大北城は、下伯大北氏(前の「南山郷土」では菱田村の大北氏)の城であった。この城は応仁・文明の乱で東軍に味方したため、しばしば西軍の大内正弘軍に攻められ、文明4年(1472)、一時大内氏の代官杉十郎に乗っ取られてしまった³⁷⁾。乱後、大北氏は再び大北城にもどり、「山城国一揆」に参加する。この城の位置については異論があるが、高橋美久二氏の指摘のように、一辺120mの堀を持つ「下伯廃寺」という想定が正しいとすれば³⁸⁾、前の「居館集落」にあたると思われる。となると、これに対する「山城」はどこになるのか。断言はできないが、前述の文明3年の大内軍との戦闘の時に、大北氏は他の4人の「国人」とともに椿井に新たに城を築き(椿井新城)、立て籠ったという記事³⁹⁾があることから、大北氏は単独では「山城」を持ち得ない弱小領主であったとも考えられる。

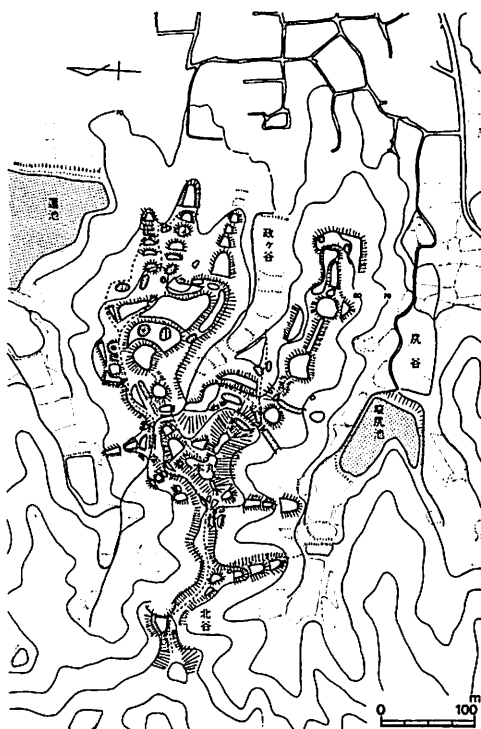
稲屋妻城は、精華町大字南稲八妻集落西方の小字「政ヶ谷」「北谷」「尻谷」「蓮池」「皿池」の丘陵上に位置する、東西600m、南北360mに及ぶ南山城地方の最大級の「山城」である⁴⁰⁾。この城主は稲八妻氏と言い、前述の「南山郷土」であるとともに稲八間荘の荘官でもあった。この稲八妻氏は、文安4年(1447)、大和国守護の興福寺が、「春日社造替料大和国一平均役」を南山城にも課そうとした時、それに反対する東大寺派の一員として稲八妻八郎を確認できること⁴¹⁾から、興福寺の荘官とは考えにくい⁴²⁾。前述の如く、興福寺の勢力が強いこの地域で東大寺と密接な関係を有していた稲八妻氏は、他の「国人」とは違った道を歩むことになった。具体的に言えば、応仁・文明の乱でこの地域の多くの「国人」が東軍についたのに対し、稲八妻氏は西軍についたこと⁴³⁾や「山城国一揆」の「惣国」の一員でありながら最後の稲屋妻城の攻防の時には古市澄胤についたこと⁴⁴⁾が、その一例である。そして、「国一揆」崩壊後も「惣国」の経営に携わっていた。天文年間(1532~55)には一時奥田甚介が居城していたが、永禄2年(1559)、奥田氏は三好長慶の被官松永久秀により滅され、城を奪われた。そして、永禄11年9月30日の史料に



第181図 南山城の城館

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1: 淀城 | 10: 多賀城 | 19: 今城 |
| 2: 西一口城 | 11: 山口城 | 20: 鷲城 |
| 3: 榎嶋城 | 12: 岩本城 | 21: 椿井城 |
| 4: 寺田城 | 13: 田辺城 | 22: 高之林城 |
| 5: 内山城 | 14: 草内城 | 23: 伯城 |
| 6: 水主城 | 15: 井出城 | 24: 木津城 |
| 7: 外野城 | 16: 天王畑城 | 25: 森田城 |
| 8: 中城 | 17: 稲屋妻城 | 26: 米山城 |
| 9: 市辺城 | 18: 内山田城 | 27: 杉田城 |

(『宇治市史』第2巻, 523頁より転載)



第182図 稲屋妻城跡平面図(土橋誠「府下遺跡紹介26. 稲八間城跡」〔『京都府埋蔵文化財情報』第15号掲載, 京都, 昭和60年〕より転載)

「稲八妻昨夜退城了」とあり⁴⁶⁾, 永禄年間(1558~73)に再び稲八妻氏が居城したと考えられる⁴⁶⁾。

稲屋妻城の位置については、奥田裕之氏が現地調査によって設定された前述の南稲八妻説の他に、従来から北稲八間説・植田説が設定されていた。ただし、前節で述べた二つの稲八間荘の存在や、この「山城」に対する「居館集落」の存在の未確定などから、城の位置を一つに限定する必要はないと考える⁴⁷⁾。

奥田氏は、この南稲八妻の城郭跡の規模から、この城が「守護所」としての役割をしたものと想定されている。ここで若干「守護所」について触れて置く。これについては、近年今谷明氏の研究がある⁴⁸⁾。「守護所とは、守護が任国に設置した役所のことで、旧来の国衙の所在地あるいは国内の交通・商業の要地に置かれたものである」⁴⁹⁾り、「守護の下級部門として守護代・小守護代・郡奉行等の遵行機関が創設されるに従っ

て」、一国において複数の「守護所」が存在した⁵⁰⁾。山城国の「守護所」は当初、淀・勝竜寺であったが、「正長元年(1428)以来、宇治川を境界として一国領域が二分され、ニカ所の守護所が分立するに至る」⁵¹⁾。つまり、一つは愛宕・葛野・紀伊・宇治・乙訓の「下五郡」に、一つは相楽・綴喜・久世の「上三郡」に、各々「守護所」が設置されたのである。精華町がある相楽郡などの「上三郡」には槇嶋城が設置された。だが、「山城国一揆」当時は一時的にその機能を失い、明応2年に「御料所」が置かれた稲八妻に設置された。当時、山城国守護であった伊勢貞陸の守護代蟠川親光や、その又代官がここで相楽郡を統治していた。そして南稲八妻の大規模な城跡はこの「山城国一揆」の時期のものである。奥田氏は以上のように想定された。

以上、精華町の住民、特に荘民と「郷土」について検討した。この両者が相互に矛盾をはらみながら統一行動を起した「山城国一揆」について、次節で検討したい。

第5節 「山城国一揆」と精華町

応仁元年(1467)に始まった応仁・文明の乱は、全国を兵火に巻きこんだ後、両軍の大將山名持豊(西軍)・細川勝元(東軍)の死と両軍の厭戦気分が強まる中で、文明9年(1477)終末に向った。この間、畠山義就は、応仁2年から乱終結まで、「山城守護」と称して南山城を支配していた。そして、この畠山義就と同政長との畠山家惣領をめぐる争いは、乱後も続けられた。元来

両者の抗争は、細川勝元が政治の実権を握るため、政長を擁立して同じ三管領の畠山家を分断させようとしたのに始まる。乱そのものは東軍が優勢であったが、西軍の義就が優れた軍事能力を持っていたのに加えて、古市氏や越智氏などの大和・河内の有力国人を従えていたため、河内・大和を拠点に一大勢力を築いた。そして義就は再び南山城に進撃して、細川氏(当時は若年の政元)と畠山政長の勢力を追い落そうとしていた。このような中で、南山城では不利な状況に追い込まれていた東軍方(後述の「東方奉公山城国十六人衆」)は、文明17年(1485)7月、義就の山城郡代である斎藤彦次郎の寝返りで盛り返し、両軍は久世・綴喜の郡界を挟んで対峙し、膠着状態が続いた⁵²⁾。当時の両軍の各々の勢力範囲は、『大乘院日記目録』同年11月16日条で、政長方は「富野・寺田・琵琶庄・宇治以北」で、義就方は「御厨子(水主)・北菜嶋・南菜嶋・新野池之サキ山」や、「イナ屋ツマ・相楽・木津・大住・管井・天王畑・薪・下コマ」に、各々陣があったことが分る。ただし、義就が陣を置いた地域については元来東軍側の「国人」の根拠地であった場合があり、この「国人」は「山城国一揆」に再びその地に返り咲くこととなる。具体的にその地域を指摘すると、『大乘院寺社雑事記』同年10月14日条の「伯下司之跡之城・^{本人}椿井城・^{本人}高之林城・^{伊賀國人}御厨子之跡之城・^{伊賀國人}稲屋ツマ之城・^{伊賀國人}外野城・^{伊賀國人}寺田城・天王畑城⁵³⁾」の記載のうち、「本人」と書かれていないのが東軍の地域であったと考えられる。

両軍はしばしば軍糧徴発・掠奪を行ったため、南山城の住民にとって膠着状態が続けば続くほど苦しみは募るばかりであった。これにより、同年12月10日頃に「山城国人」が中心となって、両畠山氏に対して退陣を要求した⁵⁴⁾。また、翌月11日には「国人」・「土民」が各々会合を開き、今後の対応の仕方を取り決めた⁵⁵⁾。そして、その対応は「於不致承引方者、為国衆可相賛之由治定之間」⁵⁶⁾とあるように強硬なものであった。両畠山は他国の国人と共に、相楽・綴喜・久世・宇治川以南の宇治の四郡から撤退した⁵⁷⁾。ここに「山城国一揆」が成立し、明応2年(1493)秋に至るまで継続したのである。

さて、この「山城国一揆」については、三浦周行⁵⁸⁾以来多くの論稿が寄せられてきている。これらは大きく二つの方向に分類することができる。一つは国人・土豪・中小農民と室町幕府(細川氏)や守護勢力(両畠山氏)との闘争の面から追究していく方向である。この観点からは、「国一揆」を農民の惣的結合を基盤とし、「反守護闘争」⁵⁹⁾・「守護代行論」⁶⁰⁾・「惣国一揆」⁶¹⁾と評価している。これに対して、国人・土豪と上級権力との被官関係から追究しているのがもう一つの方向である。ここでは「国一揆」が上から政治的に組織されたものであると評価している場合が多い。つまり、細川政元はこの国衆の自治を認めることによって、両畠山氏の影響を排除し、国衆の被官化を進めようとしたとされる⁶²⁾。そして、この二つの面が各々大きな要因となって、この「国一揆」が成立したと考えるべきである。しかし、より本質に迫るならば、この「国一揆」を指導した「国中三十六人衆」を明確にすべきである。ここでの「三十六人衆」・「三十八人衆」と呼ばれた階層に関しては、従来国人説と土豪説の二通りに評価された。また、国人と評価した場合でも、地頭クラスの領主か荘官＝強剛名主層が領主化したものであるかに分類することができる⁶³⁾。

さて、「国衆三十六人衆」についてだが、各々の名称は史料では直接明らかにはできない。しかし、『大乘院諸領納帳』のうち『狛野庄加地子方納帳』文明17年12月26日条に彼らが「大略細川九郎殿奉公之跡」であったことから、『経覚私要鈔』康正3年(1457)9月27日条で義就と戦った「山城衆十六人」や、『大乘院寺社雑事記』応仁2年(1468)閏10月15日条と同文明2年(1470)7月23日条に記載されている「東方奉公山城国十六人衆」に系譜を引くものと考えられる⁶⁴⁾。ここから、木津・田辺・井手別所・狛などをその成員として指摘できる。また、槇嶋と宇治大路⁶⁵⁾や下狛の大北・大南⁶⁶⁾も加えることができる。併せて興味深い記事として、『親元日記』寛正6年(1465)11月28日条がある。これは稻八妻公文進藤を誅殺することを、政長方の国人筒井順永や相楽・菱田・下狛・上狛・祝園などの13の「名主・沙汰人中」に命じたものである。ここから名主・沙汰人層が「国衆」として参加したと考えられる。

それでは、上で列挙した「国衆」はどういう階層であったであろうか。以上見てきた史料から次のことが分る。

- (1)「国衆」の多くが、細川勝元・細川政元と被官関係を結んでいた。
- (2)前述の「南山郷士」の子孫・一族と思われる者を含んでいる⁶⁷⁾。
- (3)前掲の『親元日記』から名主・沙汰人も含まれると考えられる。また、『大乘院寺社雑事記』応仁2年11月8日条に次のような記事があることは参考になる。

当門跡領菅井庄事⁶⁸⁾、下狛之大北大南同違乱之間、昨日披露伏遣学侶了、一昨日悪行衆徒等名主寺社二籠之畢了、今度事ハ東北院申狛野庄事故也

この前後の史料で狛野庄が「山城国人」により押領されていること⁶⁹⁾から、ここでの「悪行衆徒等名主」が「国衆」であることが分る。

- (4)『大乘院寺社雑事記』応仁2年12月1日条に、狛大南氏が在京している記事があり、槇嶋・宇治大路の両氏が幕府公衆であったこと⁷⁰⁾と併せて、室町幕府とのつながりが強かったと考えられる。
- (5)だが、畠山義就や政長に従ってこの地域に居城した「伊賀国人」・「河内国人」や大和国人古市澄胤・筒井順永など⁷¹⁾とは違い、多くの「国衆」が自分の根拠地を守るのに精一杯で、活動範囲が限定されていたことにも注意するべきである⁷²⁾。
- (6)前節の「山城」「居館集落」の存在。

以上(1)～(6)で、「国衆」は細川氏・畠山氏と被官関係を結んだ国人領主であることが分る。ただし、(3)(5)から多くの山城国人が強剛名主層に領主化したものであり、他国の国人の進出により惣村に基盤を置かなければ、自分の地位が危なくなっていくという限界を持っていたのであった。具体的には、大和国人古市胤栄に攻められ⁷³⁾、ついには大内政弘の被官杉十郎によって没落させられた⁷⁴⁾下狛大北氏を例として挙げることができる。そして、「山城国一揆」の三大施政方針⁷⁵⁾のうち、「於自今以後者、両畠山方者不可入国中、本所領共各可為如本……」⁷⁶⁾や、「殊更大和以下之他国輩、為代官不可入立云々」⁷⁷⁾は、前述の山城国人の性格を念頭に置いて理解すべきである。

「山城国一揆」が、山城国人の危機感と同時に、土豪・中小農民による惣的結合の圧力で成立したことも忘れてはならないことである。このことは、文明17年12月11日に「同一国中土民等群集」していることから分る⁷⁸⁾。また、このことを裏付ける事実として、従来国人達が設置した関所を『国掟法』の中で「於成物者荘民等不可致無沙汰云々」⁷⁹⁾を条件に、「新関等一切不可立之云々」⁸⁰⁾と決められていることを挙げることができる。関所撤廃は「土民」達の以前からの要求であり、応仁・文明の乱後、このことでしばしば土一揆を起している⁸¹⁾。

次に、「山城国一揆」における国人と農民の組織について考察する。これに関しては、『大乘院寺社雑事記』の文明18年5月9日条に記載されている、興福寺大乘院領菅井荘に関する記事が参考となる。ここでは、「国一揆」の最高機関である「惣国・月行事」が「スカイ惣庄」に半済を課していることが書かれている。つまり、農民組織の「惣庄(惣村)」を国人の結集体である「惣国・月行事」が統轄しているのである。ただし、「惣国」が「惣庄」を一方的に支配するのではなく、両者が極めて緊張した関係であったことも留意しなければならない。このように国人・土豪・農民が相互に矛盾をはらみつつ、上級権力と対立・妥協しながら自治を獲得した一揆を、南北朝の「国人一揆」と区別して、「惣国一揆」という概念でとらえられている⁸²⁾。この場合の自治とは、「惣国」による上三郡と宇治川以南の宇治郡における検断権の確立を示す⁸³⁾。

しかし、この結束は、内包する矛盾から長続きはしなかった。延徳元年から翌年にかけて(1489~90)、山城国進出の巻き返しを計った古市澄胤は、代官新九郎や井上九郎と相語って、「惣国」の運営に不満を持っていた下狛荘・木津荘の土一揆を扇動しようとした⁸⁴⁾。また、明応元年(1492)10月には、「山城国人百人分同心申合立」てた新関に対して狛野荘民が興福寺に訴え出ていた⁸⁵⁾。そして、同年10月18日には、山城国人は今まで拒否し続けていた伊勢貞陸の山城守護就任を認め⁸⁶⁾、再び古市澄胤など他国の国人が入部することとなり、ここに「山城国一揆」は解体したのであった。

最後に、「国一揆」最後の攻防と言われる、明応2年の稲屋妻城での「国衆共数百人閉籠」し、古市軍によって没落させられた事件⁸⁷⁾について述べたい。これに関しては、最近、石田晴彦氏が論ぜられている⁸⁸⁾。それによると、この抗争は、細川家の内衆であった上原氏の背信行為に端を発しており、そしてこの上原氏が守護伊勢貞陸やその守護代である大和国人古市澄胤と結んで、山城国上三郡と宇治郡内の細川派の国人を排除しようとしたものであるとされた。加えて、前述の延徳年間の土一揆以来、国人と「土民」との分裂は進み、少なくとも明応2年のこの段階ではこの分裂は決定的なものとなった。おそらく、土一揆派はこの稲屋妻城の攻防には参加していないと考える。その後、細川政元が明応2年のクーデターで盛り返し「京兆専制」を確立することで、一時没落した細川方の山城国人はこの地に復帰する。しかし、それは「惣国一揆」の復活ではなく、細川氏による上三郡の分郡支配の始まりであった⁸⁹⁾。

第6節 まとめにかえて

以上、中世の精華町の景観の復元と、この地域の最大の事件である「山城国一揆」について

考察した。中世の精華町は、前述のように交通の中心的地位を木津川の水運とその右岸の大和街道に奪われたものの、経済的重要性はかえって増したと考える。それ故、興福寺(春日大社)や大和などの国人が積極的にこの地域に進出してきたのである。この地域の荘官・強剛名主層から発展した南山城の国人は、同国内の国人ばかりでなく他国の国人と対抗するために、細川氏や畠山氏と被官関係を結ぶようになった。一方、「土民」と呼ばれた土豪・農民も土一揆を起して、自らの生活の安定を得ようとしていた。この両者は矛盾を相互に内包しながらも、文明17年12月「山城国一揆」を形成した。これは細川政元の山城国領国化に利用されたものの、その本質は住民の不断の闘争の成果であると評価したい⁹⁰⁾。

註

- 1)『宇治市史』第1巻(宇治, 昭和48年), 333~336頁。森田梧郎『京の古道と街道』(森谷尅久編『京都千年』5「町と道」一洛中・京の辻一所収, 京都, 昭和59年)。
- 2)『宇治市史』第2巻(宇治, 昭和49年), 167~183頁。
- 3)ただし、精華町を経路とする記事がないわけではない。『大乗院寺社雑事記』文明4年10月25日条に、一条兼良夫人が奈良から美濃に行くのに際し、「自秋篠至下狛者秋篠ニ仰付之、自下狛至京都者下狛古市陣可奉送之由仰付之了」という記事がある。
- 4)『城陽町史』第1巻(城陽, 昭和44年), 105~110頁。『元弘元年9月朔日 吐師川原并笠置河原着到状』(『飯田晴穂家所蔵椿井文書』)。
- 5)『井手町の歴史』4 古代・中世・近世(京都府井手町, 昭和49年), 191頁。
- 6)『安和2年7月8日法勝院目録』(『仁安寺文書』)。
- 7)奥田裕之『山城国稲八妻城と守護所について——京都府相楽郡精華町南稲八妻の山城跡の検討——』(『桃山歴史・地理』第8号掲載, 京都, 昭和56年)。
- 8)『延久4年9月5日太政官牒』(『石清水文書』)。
- 9)千田稔『条里制とその復元』(『週刊朝日百科・日本歴史』2掲載, 昭和62年), 122~123頁。
- 10)『寛喜3年4月22日石清水八幡宮寺供米支配状』(『辨葉集』)。
- 11)『平治元年12月5日藤原太子解』(陽明文庫版所蔵『兵範記』仁安2年裏文書)。
- 12)『文永10年12月日大和春日社司注進状』(『中臣祐賢記』)。
- 13)『大乗院寺社雑事記』明応2年9月15日条。
- 14)『西大寺文書』所収。
- 15)『東大寺文書』所収。
- 16)『嘉元3年4月摂籙渡庄目録』(『九条家文書』)。
- 17)正平7年1月13日『東寺観智院金剛藏聖教目録』(『大日本史料』7-3)。
- 18)『文明5年2月北野社領諸国所目録』(『北野神社文書』)にも祝園荘に関する記事がある。
- 19)『建内記』嘉吉4年正月24日条。ただし、この時期、武家方との相論で安定していない。
- 20)『興福寺官務牒疏』嘉吉元年4月10日条。ここで山田郷朝日荘内の山田寺や、下狛荘・稲八間荘の祭神である蔵満神社も確認できる。
- 21)『木津町史』史料篇I(京都府木津町, 昭和59年), 394~411頁。
- 22)部落問題研究所編『部落史に関する総合的研究』第4巻(東京, 昭和40年)。
- 23)網野善彦『非人に関する一史料』(『名古屋大学・年報中世史研究』第1号掲載, 名古屋, 昭和51年)。
- 24)大山喬平『奈良坂清水坂両宿非人抗争雑考』(『日本中世農村史の研究』所収, 東京, 昭和54年), 428~439頁。
- 25)『年月未詳奈良坂非人陳状案』(註22, 前掲論文所収)。
- 26)『建内記』文安3年12月26日幕府御教書。
- 27)永祿年中山城諸士着到条(『椿井文書』)。
- 28)『親元日記』寛元6年11月26日条。
- 29)網野善彦『日本中世の民衆像』(東京, 昭和55年)。
- 30)他に「作松太郎」・「作土佐北山宿」の記載がある。
- 31)『大乗院寺社雑事記』文明18年5月9日条の「スカイ惣庄」の存在から確認できる。

- 32) 中井均『南山城地方の中世城郭跡』（『城』第113号掲載，大阪，昭和57年）。同『南山城の荘園と城郭』（大阪歴史学会『南山城の歴史と文化財』所収，大阪，昭和57年）。
- 33) 松本新八郎『狛山城守秀』（『中世の社会と思想』所収，東京，昭和60年）。
- 34) 村田修三『山城とは何か』（『週刊朝日百科・日本の歴史』5掲載，東京，昭和61年），292～305頁。
- 35) 椿井氏に関しては，「山城」は山城町大字椿井小字中垣内の天城山頂の「椿井城」であり，「居館」は同小字城ノ内・梁ノ上の集落跡がそれにあたる。註32，中井，前掲論文。
- 36) 註32，中井，前掲論文。
- 37) 『大乘院寺社雑事記』文明4年10月16日条。
- 38) 高橋美久二『山城国一揆と城郭』（『山城郷土資料館報』第4号掲載，京都府山城町，昭和61年）。
- 39) 『経覚私要鈔』文明3年6月12日条。
- 40) 註7，奥田，前掲論文。ここで奥田氏は現地調査から稲八妻城の全貌を明らかにされた（第182図参照）。
- 41) 『経覚私要鈔』文安4年9月14日条。
- 42) この時期一方の稲八妻荘が東大寺と密接な関係を結んでいたと考えられる。
- 43) 『大乘院寺社雑事記』文明17年10月14日条。
- 44) 『蔭涼軒日録』明応2年9月18日条。
- 45) 『多聞院日記』永禄11年9月30日条。
- 46) 以上，註7，奥田，前掲論文によった。
- 47) 土橋誠『府下遺跡紹介26 稲八間城跡』（『京都府理蔵文化財情報』第15号掲載，京都，昭和60年）。また，奥田氏は註7前掲論文で，小字「猫ヶ谷」に前述の「根小屋式城郭」を想定されている。そして「畑ノ前遺跡」との関連で言えば，中世城郭がよく古墳跡に築かれる場合が多々あるので，遺跡のある植田に築いた説も充分考慮に価すると考える。
- 48) 今谷明『畿内近国における守護所の方立』（『守護領国支配機構の研究』所収，東京，昭和61年）。
- 49) 註7，奥田，前掲論文，43頁。
- 50) 註48，今谷，前掲論文，405～406頁。
- 51) 註48，今谷，前掲論文，421～422頁。
- 52) 鈴木良一『応仁の乱』（東京，昭和48年）。今谷明『応仁の乱』（『週刊朝日百科・日本の歴史』中世II—⑦掲載，東京，昭和61年）。
- 53) 東軍であった「狛下司」（狛氏）の「山城」である「高之林城」は，当時狛野荘国人高林氏に陣取られていた。ちなみに「狛下司之跡之城」は大里の環濠集落のことである。
- 54) 『実隆公記』文明17年12月10日条から想定。
- 55) 『大乘院寺社雑事記』文明17年12月11日条。
- 56) 『後法興院記』文明17年12月20日条。
「両島山軍のうち撤退を拒んだ方へ東軍西軍関係なく山城国衆が一致団結して断固戦うことを決めた」というのがこの内容である。ただし，この撤退要求が義就（西軍）方に不利であったことや，細川氏や仲介者の越智の若党岸田に礼銭を送るなど裏工作の存在が指摘されている。
- 57) 『宇治市史』第2巻（宇治，昭和49年），357～358頁。ここで黒川直則氏は，「国一揆」の範囲を綴喜・相楽・久世・宇治の4郡にまたがるという指摘をされた（同書362～365頁）。
- 58) 三浦周行『戦国時代の国民会議』（『日本史の研究』所収，東京，大正12年）。
- 59) 黒川直則『土一揆 国一揆』（『講座日本史』第3巻所収，東京，昭和45年），同『土一揆の時代』（稲垣泰彦・戸田芳実編『日本民衆の歴史』2土一揆と内乱所収，東京，昭和49年）。これ以前，稲垣泰彦氏は「国一揆」は国人領主層による反守護闘争であると規定された。
『応仁文明の乱』（初出は昭和38年，後『日本中世社会史論』（東京，昭和56年）に所収）。
- 60) 川崎（柳）千鶴『室町幕府崩壊過程における山城国一揆』（『中世の権力と民衆』所収，東京，昭和45年）。
- 61) 永原慶二『国一揆の史的性』（『中世内乱期の社会と民衆』所収，東京，昭和52年）。
- 62) 今谷明『後期室町幕府の権力構造』（『室町幕府解体過程の研究』所収，東京，昭和60年），石田晴彦『山城国一揆の解体』（『信大史学』6掲載，松本，昭和57年），森田恭二『山城国一揆』再考（有光友学編『戦国時代権力と地域社会』所収，東京，昭和61年）。
- 63) 永原慶二『守護領国制の展開』（『日本封建制成立過程の研究』所収，東京，昭和36年）。ただし，黒川直則氏は後者の国人を「土豪」と規定されている（『中世後期の領主制について』『日本史研究』所収，京都，昭和38年）。
- 64) 『宇治市史』第2巻，357～358頁。
- 65) 同上書，357～358頁・362～365頁。

- 66)『大乘院寺社雑事記』応仁2年11月8日条の下狛大北氏・同大南氏による菅井荘の「違乱」が、同史料応仁2年間10月15日条の「東方奉公山城国十六人衆」による狛野荘押領の延長線上にあることから想定できる。
- 67)前掲史料(4)の中に、下狛・菅井・大北などの記載がある。
- 68)『大乘院寺社雑事記』文明16年9月17日条に、「古河庄号菅井庄大乘院領」という記載がある。
- 69)註66, 前掲書, 参照。
- 70)註65, 前掲書, 参照。今谷明『「東山殿時代大名外様附」について』(『室町幕府解体過程の研究』所収, 東京, 昭和60年)で「国一揆」の間, またその後においても奉公衆としての地位を失っていないことを指摘されている。
- 71)熱田公『筒井順永とその時代』(『中世社会の基本構造』所収, 東京, 昭和23年), 同『古市澄胤の登場』(『中世日本の歴史像』所収, 東京, 昭和53年)。
- 72)前掲註70から榎嶋・宇治大路氏に関して保留。
- 73)『大乘院寺社雑事記』文明2年12月5日条。
- 74)『大乘院寺社雑事記』文明4年10月16日条。
- 75)これは従来『掟法』とされていたが, 川崎千鶴氏の註60, 前掲論文で施政方針と規定された。
- 76)『大乘院寺社雑事記』文明17年12月17日条。
- 77)『大乘院諸領納帳』『狛野庄加地子方納帳』文明17年12月26日条。
- 78)註55, 前掲史料。
- 79)註77, 前掲史料。
- 80)註76, 前掲史料。
- 81)『大乘院寺社雑事記』文明10年12月7～9日条。
- 82)註61, 永原, 前掲論文。
- 83)具体的には, 多賀で人を殺し雑物を奪った油売を検断した『大乘院寺社雑事記』文明19年2月2日条の例を指摘できる。
- 84)『大乘院寺社雑事記』延徳2年10月9日条。
- 85)『大乘院寺社雑事記』明応元年10月20日条。
- 86)『大乘院寺社雑事記』明応2年8月18日条。
- 87)『大乘院寺社雑事記』明応2年9月11日条。注目すべきはここで古市澄胤に相楽郡・綴喜郡の知行を認めていることである。しかし, 古市氏はこれは後述する細川政元のクーデターにより同年12月(同史料)に引退させられている。
- 88)註62, 石田, 前掲論文。
- 89)註62, 今谷, 前掲論文。
- 90)小論は『木津町史』史料篇Ⅰ(前掲), 京都府立山城郷土資料館編『山城国一揆とその時代』(京都府山城町, 昭和60年), 日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆一自治と平和を求めて』(東京, 昭和61年)なども多く参考にしている。